

株 主 各 位

東京都中央区新川一丁目5番17号
前澤工業株式会社
代表取締役社長 松 原 正

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否のご表示をいただき、平成27年8月27日（木曜日）午後6時までにご到着するように、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年8月28日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第69期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第69期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役10名選任の件
 - 第4号議案 監査役3名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.maezawa.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類に記載されている連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役会が監査報告書を作成するに際して監査を行った連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.maezawa.co.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられ、雇用情勢に改善がみられるなど、景気は緩やかな回復基調が続いていると思われま。一方で、海外景気の下振れなど、引き続きわが国の景気を下押しするリスクもあり、依然として不透明な状況で推移しました。

当社グループを取り巻く事業環境は、公共投資が全般的に弱めの動きとなっていることに加え、公共投資関係費の削減およびコスト縮減が行われたことによる企業間競争の激化により、非常に厳しい環境が続きました。

このような状況のもとで当社グループは、成長企業への転換を図るため、上・下水道市場や環境関連分野の民間市場に対し、ユーザーニーズを的確に捉え、企業集団の連携を強化することにより販売力の強化を推進し、販売活動を展開してまいりました。その結果、当連結会計年度の業績は、受注高は29,569百万円（前期比6.4%増）、売上高は29,045百万円（前期比6.9%増）となりました。

損益につきましては、トータルコストダウンの更なる追求や生産効率の大幅な向上をめざし、低原価体質を基調とした強固な企業体質の構築を推し進めるべく諸施策を実施し、経常利益は703百万円（前期比7.3%増）、当期純利益は505百万円（前期比4.3%増）となりました。

部門別の概況は、次のとおりであります。

部 門	受 注 高	売 上 高
環 境 事 業	12,362 百万円	12,554 百万円
パ ル ブ 事 業	10,289	9,586
メ ン テ ナ ンス 事 業	6,917	6,904
合 計	29,569	29,045

① 環境事業部門

当部門におきましては、上水道・下水道における未普及地域の解消、老朽化した施設の更新・再構築などにかかる需要に主眼を置いて、それらにかかる水処理機械設備の販売活動を推し進めました。また、土壌・地下水汚染浄化、産業廃水処理および有機性廃棄物資源化などの需要に対しソリューション営業を展開し、民需事業の基盤の充実に努めました。

当連結会計年度は、公共投資関係費の削減など、引き続き厳しい事業環境が続くなか、受注高は12,362百万円（前期比10.4%増）、売上高は12,554百万円（前期比14.3%増）となりました。

② バルブ事業部門

当部門におきましては、浄水場、配水池、配水管、下水処理場、ポンプ場、農業用水幹線路、揚・排水機場などの整備、更新、耐震化にかかる各種弁・栓・門扉類の需要に対し、幅広く販売活動を展開しました。

当連結会計年度は、公共投資関係費の削減など、引き続き厳しい事業環境が続くなか、受注高は10,289百万円（前期比1.4%増）、売上高は9,586百万円（前期比5.4%減）となりました。

③ メンテナンス事業部門

当部門におきましては、上水道事業、下水道事業、農業用水・河川事業などの各分野における設備・機器のメンテナンスにかかる需要に対し、販売活動を推し進めました。

当連結会計年度は、公共投資関係費の削減など厳しい事業環境が続くなか、受注高は6,917百万円（前期比7.4%増）、売上高は6,904百万円（前期比14.0%増）となりました。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資額は、678百万円であり、その主なものは、バイオガスプラント369百万円、木型・金型などの更新100百万円などです。

これらに要する資金は、すべて自己資金をもって充当しました。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

今後の見通しとしましては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復していくことが期待されます。一方、海外景気の下振れなど景気を下押しする材料もあり、引き続き不透明な状況が続くものと予想されます。

当社グループを取り巻く事業環境は、国および地方公共団体の深刻な財政逼迫の影響を受けての予算の抑制や、必要不可欠な社会資本への絞り込み等により、熾烈な企業間競争が続く、依然として非常に厳しい状況にあると思われまます。

当社グループは、企業理念である「水とともに躍進し 人間らしさを求め 社会に貢献できる魅力ある企業」の実現をめざし、事業を展開しております。創業以来75年余りにわたり実績を積み上げてきた上下水道用機器・水処理装置の製造および販売をもとに、“水”に関わる分野の社会資本整備、浄化事業に積極的に取り組み、人と環境に優しい技術・製品を提供してまいります。

上下水道事業においては、国および地方公共団体の深刻な財政逼迫など依然厳しい事業環境が続いておりますが、一方で、高度成長期に整備された施設・設備等の老朽化に対する更新事業、地震やゲリラ豪雨に見られるような自然災害に対する防災・減災、人口減少やエネルギー問題への対応等、新たなニーズも高まってきております。

その中で当社グループは、高付加価値型ビジネスモデルの実現に向け、顧客ニーズを満たすソリューション提案を強化するほか、主要事業である上下水道事業において官民連携モデルを模索し、グループ一丸となった推進体制を構築します。また、更なる成長を実現するために、産業排水やバイオガスなどの民需事業および海外事業に必要な経営資源の配分を実施してまいります。

一方で、コストダウンと生産体制の効率化を全社一丸となって推進するほか、更なる業務改善と情報システム活用の強化を継続し、コストパフォーマンスの追求を図ります。また、納期や物流、各種検査、据付などの現場対応、工事全般、営業のフォローに至るまでの全生産プロセス・全業務プロセスにおける品質をさらに向上することにより、顧客に信頼される企業をめざします。

これらにより、事業の拡大、業績の向上を図るとともに、コーポレートガバナンスの充実、人材育成と活性化、安定的な財務基盤の強化を図ることにより、強固な企業体質の構築をさらに推進してまいります。そして、持続的に発展し社会に貢献し続けられる企業の実現に向かって努力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(8) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第 69 期
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	26,336	30,306	27,786	29,569
売 上 高 (百万円)	26,141	27,616	27,168	29,045
経 常 利 益 (百万円)	565	1,009	655	703
当 期 純 利 益 (百万円)	482	848	484	505
1 株当たり当期純利益 (円)	26.33	46.26	26.45	27.60
総 資 産 (百万円)	29,771	32,833	32,132	33,999
純 資 産 (百万円)	13,541	14,789	15,184	15,822
1 株当たり純資産 (円)	738.53	806.61	828.17	862.97

- (注) 1. 第66期は、採算性を重視した選別受注の推進により減収となりましたが、コストダウンと効率化により増益となりました。
2. 第67期は、低原価体質を基調とした強固な企業体質構築の推進により、増収増益となりました。
3. 第68期は、企業集団の連携を強化することにより販売力の強化を推進しましたが、稼働の減少などにより減収減益となりました。
4. 第69期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(9) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社前澤エンジニアリングサービス	80 百万円	100 %	上下水道用機器の修繕・ 据付工事、維持管理
株式会社ウォータック北海道	20	100	上下水道用機材の販売

当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載の2社であります。

(10) 主要な事業内容（平成27年5月31日現在）

当社グループは、上下水道用機器・水処理装置の製造および販売をもとに、環境関連分野の社会資本整備、浄化事業に取り組んでおります。

(11) 主要な営業所および工場 (平成27年5月31日現在)

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店所在地	東京都中央区	事業統括本部	川口市
本 社	川口市	埼玉製造所	幸手市
北海道支店	札幌市	横浜支店	横浜市
東北支店	仙台市	名古屋支店	名古屋市
北関東支店	川口市	大阪支店	大阪市
新潟営業所	新潟市	中国支店	広島市
東京支店	東京都中央区	九州支店	福岡市
(株)前澤エンジニアリングサービス	川口市	(株)ウォータック 北海道	札幌市

(12) 使用人の状況 (平成27年5月31日現在)

① 当社グループ

従 業 員 数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	735 名	12名増	45.9 歳	15.9 年
女 性	134	6名増	39.0	14.2
計・平均	869	18名増	44.9	15.6

② 当 社

従 業 員 数		前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	535 名	4名増	45.6 歳	17.4 年
女 性	115	5名増	39.0	15.0
計・平均	650	9名増	44.4	17.0

(13) 主要な借入先 (平成27年5月31日現在)

① 当社

借 入 先	借 入 額
株式会社みずほ銀行	1,700 百万円
株式会社日本政策投資銀行	500
株式会社りそな銀行	399
三井住友信託銀行株式会社	200
株式会社三菱東京UFJ銀行	200
株式会社武蔵野銀行	200
明治安田生命保険相互会社	200
みずほ信託銀行株式会社	100

② 子会社

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	200 百万円
株 式 会 社 武 蔵 野 銀 行	200

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 21,425,548株 (自己株式3,091,040株含む)
 (3) 当期末株主数 4,773名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
前 澤 化 成 工 業 株 式 会 社	1,229	6.70
前 澤 給 装 工 業 株 式 会 社	1,198	6.53
公 益 財 団 法 人 前 澤 育 英 財 団	1,036	5.65
前 澤 工 業 取 引 先 持 株 会	1,017	5.55
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	721	3.93
株 式 会 社 大 成 機 工 イン タ ー ナ シ ョ ナ ル	641	3.49
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	459	2.50
前 澤 工 業 従 業 員 持 株 会	413	2.25
株 式 会 社 り そ な 銀 行	335	1.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	264	1.44

- (注) 1. 当社は自己株式3,091千株を保有しておりますが、上記には含めておりません。
 2. 上記の持株数は株主名簿に基づき記載しております。
 3. 持株比率は、自己株式（3,091千株）を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成27年5月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成27年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	松 原 正	
専務取締役	三 田 志 津 雄	海外推進室長
常務取締役	田 口 繁	事業統括本部長
常務取締役	滝 口 和 彦	経営管理本部長兼経営企画室長 兼安全管理室担当
取 締 役	濱 野 茂 樹	事業統括本部副本部長 (環境事業担当)
取 締 役	斉 藤 貴 之	事業統括本部副本部長 (パルプ事業担当)
取 締 役	宮 川 多 正	事業統括本部埼玉製造所長兼業務部長
取 締 役	志 賀 孝 之	東京支店長兼営業店営業強化担当
取 締 役	小 村 武	株式会社商船三井社外取締役 公益財団法人資本市場振興財団理事長
常勤監査役	軽 部 茂	
監 査 役	安 部 公 己	安部公己法律事務所所長
監 査 役	田 村 紀 彦	田村公認会計士事務所所長 イシグロ株式会社監査役
監 査 役	大 地 勝 利	大地勝利税理士事務所所長 東洋熱工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 小村 武氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 安部公己、田村紀彦および大地勝利の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 小村 武、監査役 安部公己、田村紀彦および大地勝利の4氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
4. 監査役 田村紀彦氏は、公認会計士の資格、監査役 大地勝利氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、執行役員制度を導入しており、各執行役員は次のとおりであります。
- | | | |
|------|------|--|
| 執行役員 | 絹笠 淳 | 事業統括本部環境ソリューション事業部長 |
| 執行役員 | 川口晶己 | 事業統括本部プラント建設事業部長 |
| 執行役員 | 皆方 護 | 事業統括本部環境ソリューション事業部副事業部長（民需担当）
兼事業開発推進室長兼環境R & D推進室長 |
| 執行役員 | 若林晃治 | 事業統括本部パルプ事業部長 |
| 執行役員 | 篠崎長洋 | 事業統括本部プラント建設事業部副事業部長兼建設部長 |
| 執行役員 | 前田 司 | 大阪支店長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役 小村 武、監査役 安部公己、田村紀彦および大地勝利の4氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、当社と同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	役 員 報 酬
取 締 役	9名	139百万円
監 査 役	4名	26百万円
合 外 役 計 (社 外 役 員)	13名 (4名)	165百万円 (17百万円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成19年8月30日開催の第61回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該重要な兼職先との関係

地 位	氏 名	重要な兼職状況	当社との関係
取 締 役	小 村 武	株式会社商船三井社外取締役	特別の関係はありません。
		公益財団法人資本市場振興財団理事長	特別の関係はありません。
監 査 役	安 部 公 己	安部公己法律事務所所長	特別の関係はありません。
監 査 役	田 村 紀 彦	田村公認会計士事務所所長	特別の関係はありません。
		イシグロ株式会社監査役	当社と同社には営業取引関係がありますが、当社売上高の0.1%未満であり、特別の関係はありません。
監 査 役	大 地 勝 利	大地勝利税理士事務所所長	特別の関係はありません。
		東洋熱工業株式会社社外監査役	特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	小 村 武	当期開催の取締役会14回全て出席し、わが国の経済運営や金融に携わった長年の経験と企業経営に関する豊富な知見を有しており、必要に応じ経営的な見地から発言を行っております。
監 査 役	安 部 公 己	当期開催の取締役会14回全て出席、監査役会13回全て出席し、必要に応じ弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	田 村 紀 彦	当期開催の取締役会14回全て出席、監査役会13回全て出席し、必要に応じ公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	大 地 勝 利	当期開催の取締役会14回全て出席、監査役会13回全て出席し、必要に応じ税理士としての専門的見地から発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

S K東京監査法人

(2) 会計監査人の報酬等および監査役会が同意した理由

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

31百万円

- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

31百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額は合計額で記載しております。

- ③ 監査役会が同意した理由

会計監査人であるS K東京監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算定方法は、タイムチャージ方式によるもので、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的であると判断いたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

監査役会は、次のいずれかに該当し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断したときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に係る議案の内容を決定いたします。

- ① 会社法、公認会計士法等の法令違反により処分を受けた場合
- ② 会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の要素の観点から監査を遂行するに不十分であると判断された場合
- ③ 監査契約を継続しない旨の通知がなされた場合

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 内部統制システムに係る基本方針

当社および子会社から成る企業集団は、業務の適正と効率を確保するために必要な体制（以下、内部統制システムという）が適正に整備、運用されていることが良質な企業統治体制の確立のために必要不可欠であることを認識し、会社法、金融商品取引法および株式会社東京証券取引所が定める上場ルール、ならびに企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等に基づき、以下のとおり、内部統制システムに係る基本方針を定め、この方針の下で同システムの整備、運用を図ります。

当社および子会社から成る企業集団は、社会経済情勢その他環境の変化に応じて適切に直しを行い、その充実を図ってまいります。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
 - (ア) 当社は、取締役および使用人に対し、法令および定款、社内諸規程を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な職務執行のための要諦である企業行動規範（私たちの行動ルール）を浸透させる。
当社は、コンプライアンス委員会規程を根拠規程として、代表取締役社長および付取締役、社外の弁護士を以って社内遵法体制推進の最高機関であるコンプライアンス委員会を設置し、これに当社事業活動の法令および定款、社内規程との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、取締役および使用人への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等の機能を果たさせ、倫理法令遵守を重視する企業風土を醸成する。
当社は、コンプライアンス委員会事務局である法務監査部（法務担当）に、法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たさせ、当社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握、対策実施を講じる。
 - (イ) 当社は、内部監査規程に基づき、法務監査部（監査担当）に、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して内部監査を実施させ、その結果を代表取締役社長に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。
 - (ウ) 当社は、取締役および使用人が、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、直ちに職制を通じて代表取締役社長および取締役会に報告させ、あわせて遅滞なく監査役に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。

- (エ) 当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づき企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずにコンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完する。
- (オ) 監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、取締役および使用人に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）
当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令および文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態での保存、および期間満了後の廃棄に至るまでを管理する。
なお、保存中の当該情報は閲覧謄写可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
(ア) 当社は、当社の業務執行に係るリスクに係る合理的な管理体制として、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程とするリスクマネジメント委員会を設置する。
同委員会は、代表取締役および役付取締役を以って構成し、当社企業価値の向上、事業の持続性に資する。
- (イ) 当社は、経営に重大な影響を与える事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、社外の弁護士等の外部アドバイザーチームと連携し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）
(ア) 当社は、取締役会規程に基づき、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
取締役会において審議される事項については、取締役会の開催に先立ち、経営会議運営細則に基づき構成される経営会議において起案者を出席させ議論を行い、その過程を経て取締役会に対し当該事項を議案として上程する。
取締役会は、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行う。
また、取締役会では、定期的にと取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行う。

- (イ) 当社は、取締役会の決定事項について、組織規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにし、組織的かつ効率的に執行を図る。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）
- ⑤-1. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社は、関連企業管理規程に基づき、子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングする。
- 取締役は、子会社において、不正の行為または法令および当該子会社の定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、代表取締役社長および取締役会に報告し、あわせて遅滞なく監査役に報告する。
- ⑤-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (ア) 当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として設置するリスクマネジメント委員会に、子会社の業務執行に係るリスクを含めた、合理的なリスク管理体制としての機能を持たせ、企業価値の向上、事業の持続性に資する体制を構築する。
- (イ) 当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態が生じた場合には、リスク管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、社外の弁護士等の外部アドバイザーチームと連携し、迅速な対応を行い、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。
- ⑤-3. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (ア) 当社は、子会社が子会社の取締役会規程に基づき、子会社取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することを以って、子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する。
- 子会社取締役会において審議される一定の事項については、子会社取締役会の開催に先立ち、当社と起案者が議論を行い、子会社は当社の合議または承認を得る。この過程を経て、子会社は子会社取締役会に対し当該事項を議案として上程し、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行う。
- また、子会社取締役会では、定期的に子会社の各取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、子会社取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行う。

- (イ) 当社は、子会社取締役会の決定事項について、子会社における組織規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、子会社に担当の職務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な執行の監督を行う。
- ⑤-4. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- (ア) 当社は、子会社の取締役および使用人に対し、法令および定款、社内諸規程を厳格に遵守し、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な職務執行のための要諦である企業行動規範（私たちの行動ルール）を浸透させる。
当社は、子会社のコンプライアンス委員会規程を根拠規程として、子会社取締役全員を以って構成する社内遵法体制推進の最高機関であるコンプライアンス委員会を設置し、これに子会社事業活動の法令および定款、社内規程との整合、企業倫理に係る重要施策の決定、取締役および使用人への周知徹底と教育、内部者通報の受理、発生事案に対する原因の究明、未然防止および再発防止の徹底等の機能を果たさせ、倫理法令遵守を重視する企業風土を醸成する。
当社は、法務監査部（法務担当）に、子会社の法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たさせ、子会社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握、対策実施を講じる。
- (イ) 当社は、内部監査規程に基づき、法務監査部（監査担当）に、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して子会社の内部監査を実施させ、その結果を当社および子会社の代表取締役社長に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。
- (ウ) 当社は、子会社の取締役および使用人が、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実を発見した場合、直ちに職制を通じて当社代表取締役社長および当社監査役に報告させ、早期の問題事案把握、対策実施を講じる。
- (エ) 当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づき子会社に企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、子会社の取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを経さずに子会社コンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完する。
- (オ) 当社および子会社監査役は、コンプライアンス体制に問題があると認めるときは、子会社の取締役および使用人に対して意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア) 当社は、監査役が監査役監査基準に基づく監査役職務を補助すべき使用人を置く必要があるとした場合、監査役との協議の上、法務監査部（監査担当）をその職務を補助すべき使用人として指名する。

(イ) 当社は、監査役が当該使用人をその職務を補助すべき使用人とする期間中、その指揮命令を監査役に委譲し、取締役の指揮命令系統から独立させる。

(ウ) 当社は、監査役が、当該使用人をその職務を補助すべき使用人とする期間中、当該使用人に取締役の職務執行に係る一切を兼務させず、かつ、当該使用人の人事考課および異動に際しては、監査役の同意を要することとする。

⑦ 監査役への報告に関する体制

⑦-1. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

(ア) 当社は、監査役会への報告管理規程に基づき、取締役および使用人に対して、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、監査役からの要求がない場合であっても、速やかに監査役会に報告する義務を課す。

取締役は、取締役会においてもあわせて監査役に対しての報告の機会をもつ。

上記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告および説明を求めることができる。

(イ) 当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、監査役への適切な報告を確保する。

⑦-2. 子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

(ア) 当社は、監査役会への報告管理規程および関連企業管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、当社監査役からの要求がない場合であっても、速やかに当社監査役会に報告する義務を課す。

子会社取締役は、当該子会社取締役会において当該子会社監査役に対する報告の機会があり、当該子会社監査役を通じて当社監査役へ報告することもできる。上記にかかわらず、当社監査役はいつでも必要に応じて、子会社の取締役、監査役および使用人に対して報告および説明を求めることができる。

(イ) 当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、当該子会社における不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、当社監査役への適切な報告を確保する。

⑦- 3. 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役監査基準および監査役会への報告管理規程の趣旨に基づき、監査役に対する報告が通常の職制ルートによるものであるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者（その所属が当社であるか子会社であるかを問わない。）に対し、作為不作為、有形無形を問わず一切の不利益な取扱いをしない。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が法令および監査役監査基準に基づく監査役職務を執行することで生ずる費用の前払または支出した費用や利息の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行に必要でないことを証明しない限り、これを負担する。

⑨ その他監査役監査の実効性を高めることを確保するための体制

当社は、監査役監査の実効性を高めるため、監査役による取締役および使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む）からの個別ヒヤリングの機会、ならびに、監査役による代表取締役社長、会計監査人、内部監査部門のそれぞれとの間の定期的な意見交換の機会を設ける。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

(ア) 当社は、金融商品取引法および内閣府令が要請する財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制について、必要かつ適切なシステムを整備し、運用する。

(イ) 取締役会は、それらが適切に整備および運用されていることを監督する。

(ウ) 監査役は、それらの整備および運用状況を監視し検証する。

⑩ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

- (ア) 当社および子会社から成る企業集団は、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対処し、あらゆる関係を遮断する。
- (イ) 当社および子会社から成る企業集団は、当社法務監査部（法務担当）を反社会的勢力との関係遮断のための統括部署とし、マニュアルの策定、研修を実施させ、発生事案については、当事者部署と連携し臨機に対応させる。
加えて、各営業店等に暴力団対策法に基づく不当要求防止責任者を設置し、連携を図る。
- (ウ) 当社および子会社から成る企業集団は、反社会的勢力による不当要求につき、適切な拒絶、排除対応を図るため、平素より所轄の警察署や暴力追放推進センター、法律顧問等の外部専門機関との緊密な関係を確保し、情報の共有を図る。

(2) 当社における基本方針の運用状況の概要

当社および子会社から成る企業集団が整備している内部統制システムにおける当期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）の運用状況の概要は、以下のとおりです。

- ① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制（コンプライアンス体制）
当社は、取締役および使用人に対し、企業行動規範（私たちの行動ルール）をコンプライアンス研修会の開催等により周知させ、浸透させている。
また、コンプライアンス委員会規程を根拠規程として、コンプライアンス委員会を2カ月に1回以上定例的に開催しており、当期は10回開催した。
コンプライアンス委員会事務局である法務監査部（法務担当）は、法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱う役割を果たしており、当社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握に努めている。
法務監査部（監査担当）は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役社長に報告するなど、早期の問題事案把握に努めている。
加えて、当社は、企業倫理ヘルプライン規程に基づき企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずにコンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完している。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制（情報保存管理体制）
当社は、取締役の職務の執行に係る情報について、法令および文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、定められた期間の適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、および期間満了後の廃棄に至るまでを適正に管理している。
加えて、保存中の当該情報を閲覧謄写可能な状態で適正に維持している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）
当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として、リスクマネジメント委員会を2カ月に1回以上定例的に開催しており、当期は6回開催した。
同委員会は、代表取締役および役付取締役を以って構成し、当社企業価値の向上、事業の持続性に資する議論を展開している。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（効率的職務執行体制）
当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しており、当期は14回開催した。
取締役会において審議される事項については、取締役会の開催に先立ち、経営会議運営細則に基づき構成される経営会議において起案者を出席させ議論を行い、取締役会に対し当該事項を議案として上程している。
その過程を経て、取締役会は、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行っている。
また、取締役会では、定期的に取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行っている。
取締役会の決定事項については、組織規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、担当の職務執行者の権限と責任を明らかにし、組織的かつ効率的にその執行を図っている。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（グループ会社管理体制）
- ⑤-1. 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関連企業管理規程に基づき、子会社の事業運営について、その自主性を尊重しつつ、当社における合議・承認事項および当社に対する報告事項等を明確にし、その執行状況をモニタリングしている。
- ⑤-2. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスクマネジメント委員会規程を根拠規程として設置するリスクマネジメント委員会において、子会社の業務執行に係るリスクも含めて取り扱うことにより、合理的なリスク管理体制を構築している。
- ⑤-3. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、子会社の取締役会規程に基づき、月1回定時のほか、必要に応じた適宜臨時も含めて当期16回の子会社取締役会の開催を以って、子会社の取締役の

職務の執行が効率的に行われることを確保している。

子会社取締役会において審議される一定の事項については、子会社取締役会の開催に先立ち、当社と起案者が議論を行い、子会社は当社の合議または承認を得ることとし、この過程を経て、子会社は子会社取締役会に対し当該事項を議案として上程し、経営資源の適正かつ合理的な配分等を考慮の上、審議事項の議決を行っている。

また、子会社取締役会では、定期的に子会社の各取締役が担当する職務執行状況の報告を為し、子会社取締役の相互においてその妥当性および効率性の監督を行っている。

当社は、子会社取締役会の決定事項について、子会社における組織規程、職務権限規程、業務分掌規程および各業務規程に基づき、子会社に担当の職務執行者の権限と責任を明らかにさせ、組織的かつ効率的な執行の監督を行っている。

⑤-4. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、子会社の取締役および使用人に対し、企業行動規範（私たちの行動ルール）をコンプライアンス研修会の開催等により周知させ、浸透させている。

また、子会社のコンプライアンス委員会規程を根拠規程として、子会社においてもコンプライアンス委員会を概ね四半期ごとに1回開催しており、当期は3回開催した。

当社法務監査部（法務担当）は、子会社の法務相談管理規程に基づき、各分掌業務所管組織部署からの法務相談を取り扱い、子会社事業活動におけるコンプライアンス上の疑義によるリスクの顕在化および拡大の未然防止と早期の問題事案把握に努めている。

当社法務監査部（監査担当）は、内部監査規程に基づき、内部監査部門として執行部門からの独立性を確保して子会社の内部監査を実施するとともに、その結果を当社および子会社の代表取締役社長に報告するなど、早期の問題事案把握に努めている。

加えて、当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づき子会社に企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）を設置し、子会社の取締役および使用人による不正の行為または法令もしくは定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、通常の職制ルートを介さずに子会社コンプライアンス委員会へ報告できる体制を敷き、コンプライアンス体制の機能を補完している。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が監査役監査基準に基づく監査役職務を補助すべき使用人を置く必要があるとした場合、監査役との協議の上、法務監査部（監査担当）をその職務を補助すべき使用人として指名することとし、監査役が当該使用人をその職務を補助すべき使用人とする期間中、その指揮命令を監査役に委譲し、取締役の指揮命令系統から独立させることとしている。

監査役が当該使用人をその職務を補助すべき使用人とする期間中、当該使用人に取締役の職務執行に係る一切を兼務させないこととし、かつ、当該使用人の人事考課および異動に際しては、監査役の同意を要することとして、当該使用人に対する指示の実効性を適正に確保している。

なお、当期において、監査役から監査役職務を補助すべき使用人を置く必要があるとの申し出を受けていない。

- ⑦ 監査役への報告に関する体制

- ⑦-1. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、監査役会への報告管理規程に基づき、取締役および使用人に対して、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、監査役からの要求がない場合であっても、速やかに監査役会に報告する義務を課している。加えて、取締役が、取締役会においてもあわせて監査役に対して報告する機会を確保しており、監査役がいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告および説明を求めることができる体制も確保している。

また、企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、監査役へ適切に報告する体制を確保している。

- ⑦-2. 子会社の取締役・監査役・使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社は、監査役会への報告管理規程および関連企業管理規程に基づき、子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項を把握した際は、当社監査役からの要求がない場合であっても、速やかに当社監査役会に報告する義務を課している。

加えて、子会社取締役が、当該子会社取締役会において当該子会社監査役に対して報告する機会を確保しており、当該子会社監査役を通じて当社監査役に報告することができ、かつ、当社監査役がいつでも必要に応じて、子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者に対して報告および説明

を求めることができる体制も確保している。

また、当社は、子会社の企業倫理ヘルプライン規程に基づく企業倫理ヘルプライン（内部者通報システム）の運用を図ることにより、当該子会社における不正の行為または法令および定款、社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上疑義のある事実について、当社監査役へ適切に報告する体制を確保している。

⑦-3. 監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役監査基準および監査役会への報告管理規程の趣旨に基づき、監査役に対する報告が通常の職制ルートによるものであるか否かを問わず、監査役に報告をしたことを理由として、当該報告者（その所属が当社であるか子会社であるかを問わない）に対し、作為不作為、有形無形を問わず一切の不利益な取扱いをしていない。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役職務の執行について生じる費用を支弁するための相当額を年度予算に計上しており、監査役が法令および監査役監査基準に基づき執行される監査役職務で生ずる費用の前払または支出した費用や利息の償還、負担した債務の弁済につき、その費用等が監査役職務の執行に必要なでないことを証明しない限り、これを適正に負担している。

⑨ その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役（会）が定期的および随時に実施する取締役および使用人（子会社の取締役・監査役・使用人を含む）に対する個別ヒヤリングならびに定期的な実施する代表取締役社長との意見交換につき、全面的に協力している。

また、監査役および子会社監査役・会計監査人・内部監査部門（法務監査部（監査担当））との三様監査体制を通じて、監査役監査が実効的に行われるよう適正に対応している。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の有効性評価活動管理規程に基づき、内部統制評価委員会を定例的に開催しており、当期は9回開催した。同委員会は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性と適正性を確保する体制の整備と運用の状況について、厳格な評価を実施している。当該評価結果等については、会計監査人による監査および取締役会による検証、監査役監査を経て、法令所定の手続きにより、内部統制報告書として適正に開示している。

⑪ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

当社および子会社から成る企業集団は、反社会的勢力対応の組織的対処のための統括部署を当社法務監査部（法務担当）とし、各営業店等には暴力団対策法に基づく不当

要求防止責任者を設置し、緊密な連係体制を構築している。

当社法務監査部（法務担当）は、当社および子会社から成る企業集団の各部門部署に対して、不当要求対策のマニュアルを提供するとともに、実務者研修を実施し、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で組織的に対処し、あらゆる関係を遮断している。

当社法務監査部（法務担当）は、平素より所轄の警察署や暴力追放推進センター、法律顧問等の外部専門機関との緊密な関係を確保し、反社会的勢力に関する情報の共有を適正に図っている。

（注） 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	33,999	(負債の部)	18,177
流動資産	23,488	流動負債	12,544
現金及び預金	10,529	支払手形及び買掛金	7,818
受取手形及び売掛金	6,930	1年内償還予定の社債	310
電子記録債権	1,192	1年内返済予定の長期借入金	300
商品及び製品	1,799	リース債務	278
仕掛品	1,624	未払金	1,109
原材料及び貯蔵品	1,153	未払法人税等	113
繰延税金資産	8	前受金	1,726
その他	251	工事損失引当金	151
貸倒引当金	△1	完成工事補償引当金	2
		その他	734
固定資産	10,510	固定負債	5,632
有形固定資産	7,385	社債	536
建物及び構築物	2,173	長期借入金	3,599
機械装置及び運搬具	1,162	リース債務	103
工具、器具及び備品	435	退職給付に係る負債	1,082
土地	3,613	長期未払金	14
無形固定資産	187	繰延税金負債	297
投資その他の資産	2,937	(純資産の部)	15,822
投資有価証券	2,662	株主資本	15,221
長期貸付金	30	資本金	5,233
長期前払費用	29	資本剰余金	4,794
繰延税金資産	23	利益剰余金	6,200
その他	203	自己株式	△1,007
貸倒引当金	△11	その他の包括利益累計額	601
		その他有価証券評価差額金	601
資産合計	33,999	負債及び純資産合計	33,999

連結損益計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高		29,045 <small>百万円</small>
売 上 原 価		23,382
売 上 総 利 益		5,662
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,956
営 業 利 益		706
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2	
受 取 配 当 金	56	
助 成 金 収 入	20	
業 務 受 託 料	17	
そ の 他 の 収 益	9	106
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	85	
支 払 手 数 料	18	
そ の 他 の 費 用	6	109
経 常 利 益		703
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	1	
固 定 資 産 除 却 損	35	36
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		667
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	168	
法 人 税 等 調 整 額	△6	161
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		505
当 期 純 利 益		505

連結株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

	株 主 資 本					その他の 包括利益 累計額	純資産 合計
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有価証券 評価 価 差 額 金	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	5,233	4,794	5,904	△1,007	14,925	259	15,184
会計方針の変更による累積的影響額			△100		△100		△100
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,233	4,794	5,804	△1,007	14,825	259	15,084
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当			△110		△110		△110
当 期 純 利 益			505		505		505
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0		△0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						341	341
当 期 変 動 額 合 計	-	-	395	△0	395	341	737
当 期 末 残 高	5,233	4,794	6,200	△1,007	15,221	601	15,822

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年7月9日

前澤工業株式会社
取締役会 御中

S K 東京監査法人

指定社員 公認会計士 江部安弘 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川田圭介 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、前澤工業株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、前澤工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成27年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
(資産の部)	30,887	(負債の部)	16,276
流動資産	20,332	流動負債	11,256
現金及び預金	7,252	支払手形	3,055
受取手形	2,238	買掛金	3,420
電子記録債権	1,097	1年内償還予定の社債	200
売掛金	4,758	1年内返済予定の長期借入金	133
商品及び製品	1,799	リース債務	278
仕掛品	1,544	未払金	1,042
原材料及び貯蔵品	1,152	未払賞与	258
前払費用	38	未払法人税等	43
その他	453	前受金	1,388
貸倒引当金	△2	預り金	348
固定資産	10,555	工事損失引当金	143
有形固定資産	7,373	完成工事補償引当金	2
建物	1,932	営業外支払手形	904
構築物	235	その他	34
機械及び装置	1,141	固定負債	5,020
車輛運搬具	21	社債	350
工具、器具及び備品	430	長期借入金	3,366
土地	3,613	リース債務	103
無形固定資産	181	退職給付引当金	893
ソフトウェア	163	長期未払金	9
その他	17	繰延税金負債	297
投資その他の資産	3,000	(純資産の部)	14,610
投資有価証券	2,662	株主資本	14,009
関係会社株式	118	資本金	5,233
従業員貸付金	8	資本剰余金	4,794
関係会社貸付金	21	資本準備金	4,794
長期前払費用	29	利益剰余金	4,988
その他	171	利益準備金	561
貸倒引当金	△11	その他利益剰余金	4,427
		固定資産圧縮積立金	155
		別途積立金	2,300
		繰越利益剰余金	1,972
		自己株式	△1,007
		評価・換算差額等	601
		その他有価証券評価差額金	601
資産合計	30,887	負債及び純資産合計	30,887

損 益 計 算 書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

科 目	金	額
売 上 高		22,943 <small>百万円</small>
売 上 原 価		19,176
売 上 総 利 益		3,767
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,976
営 業 損 失		208
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	536	
受 取 技 術 料	55	
そ の 他 の 収 益	47	642
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	77	
支 払 手 数 料	18	
そ の 他 の 費 用	6	101
経 常 利 益		331
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	35	
固 定 資 産 売 却 損	1	36
税 引 前 当 期 純 利 益		295
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△157	
法 人 税 等 調 整 額	△9	△166
当 期 純 利 益		462

株主資本等変動計算書

(平成26年6月1日から
平成27年5月31日まで)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	5,233	4,794	4,794	561	150	2,300	1,713	4,725
会計方針の変更による累積的影響額							△88	△88
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,233	4,794	4,794	561	150	2,300	1,625	4,636
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△110	△110
当 期 純 利 益							462	462
固定資産圧縮積立金の積立					7		△7	-
固定資産圧縮積立金の取崩(当期分)					△2		2	-
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	4	-	347	352
当 期 末 残 高	5,233	4,794	4,794	561	155	2,300	1,972	4,988

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 計 合
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	百万円	百万円	百万円	百万円
当 期 首 残 高	△1,007	13,746	259	14,005
会計方針の変更による累積的影響額		△88		△88
会計方針の変更を反映した当期首残高	△1,007	13,657	259	13,916
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△110		△110
当 期 純 利 益		462		462
固定資産圧縮積立金の積立		-		-
固定資産圧縮積立金の取崩(当期分)		-		-
自己株式の取得	△0	△0		△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			341	341
当 期 変 動 額 合 計	△0	352	341	694
当 期 末 残 高	△1,007	14,009	601	14,610

独立監査人の監査報告書

平成27年7月9日

前澤工業株式会社
取締役会 御中

S K 東京監査法人

指定社員 公認会計士 江部安弘 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 川田圭介 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、前澤工業株式会社の平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監 査 の 結 果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一、事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二、取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三、内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 S K 東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 S K 東京監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成27年7月13日

前澤工業株式会社 監査役会

常勤監査役	軽 部	茂 ㊟
監 査 役	安 部	公 己 ㊟
監 査 役	田 村	紀 彦 ㊟
監 査 役	大 地	勝 利 ㊟

(注) 監査役安部公己、監査役田村紀彦および監査役大地勝利は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

厳しい事業環境のなかで、当事業年度の業績は添付書類の事業報告に記載のとおりとなりました。当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えており、株主の皆様へ継続的に配当を行うことを考慮に入れ、経営基盤の充実ならびに将来の事業展開のために必要な内部留保も勘案し、下記のとおり1株につき5円の期末配当をいたしたいと存じます。

なお、平成27年2月に中間配当として1株につき3円をお支払い申しあげましたので、当期の年間配当は1株につき8円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金5円 総額91,672,540円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年8月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それら取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第30条(社外取締役との責任限定契約)および現行定款第40条(社外監査役との責任限定契約)について所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第30条(社外取締役との責任限定契約)の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第31条～第39条 (条文省略)</p>	<p>第31条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第40条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

第3号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役9名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期満了となりますので、経営体制の充実を図るため、社外取締役2名を含む取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
1	まつばら ただし 松原 正 (昭和30年9月23日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年4月 当社環境事業本部環境システム事業部下水道営業部長 平成16年4月 当社環境事業本部環境システム事業部下水道営業部長 兼環境事業本部国際部長 平成17年4月 当社環境事業本部環境システム事業部長兼環境プラント営業部長 兼環境事業本部国際部長 平成17年6月 当社執行役員環境事業本部環境システム事業部長 兼環境プラント営業部長 兼環境事業本部国際部長 平成18年8月 当社取締役環境事業本部環境システム事業部長 兼環境プラント営業部長 兼環境事業本部国際部長 平成18年9月 当社取締役営業統括本部環境システム事業部長兼国際部長 平成19年2月 当社代表取締役社長（現任）	40,400株
2	みたしづお 三田 志津雄 (昭和31年1月9日生)	平成7年1月 当社入社 平成16年4月 当社企画調査室長 平成17年4月 当社経営企画室長 平成19年6月 当社執行役員経営企画室長 平成20年8月 当社取締役経営企画室長 平成21年4月 当社取締役経営企画室長 兼国際部担当 平成22年6月 当社取締役管理本部副本部長 兼経営企画室長兼国際部担当 平成23年4月 当社取締役管理本部副本部長 兼経営企画室長兼海外推進室長 平成23年8月 当社取締役管理本部 兼海外推進室長 平成25年8月 当社常務取締役経営管理本部 兼海外推進室長 平成26年8月 当社専務取締役海外推進室長 (現任)	17,100株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
3	たき ぐち かず ひこ 滝 口 和 彦 (昭和29年9月28日生)	昭和55年4月 当社入社 平成18年4月 当社管理本部経理部長 平成20年6月 当社執行役員管理本部経理部長 平成23年8月 当社取締役経営企画室長 兼管理本部経理部長 平成25年4月 当社取締役経営企画室長 平成25年8月 当社取締役経営管理本部 経営企画室長 平成26年8月 当社常務取締役経営管理本部長 兼経営企画室長 平成27年1月 当社常務取締役経営管理本部長 兼経営企画室長兼安全管理室担当 (現任)	13,060株
4	さい とう たか ゆき 斉 藤 貴 之 (昭和28年9月27日生)	昭和54年4月 当社入社 平成16年3月 当社岡山営業所長 平成18年6月 当社広島支店長 平成19年4月 当社大阪支店長 平成20年6月 当社執行役員大阪支店長 平成22年6月 当社執行役員バルブ事業本部 埼玉製造所副所長 平成23年8月 当社取締役バルブ事業本部 バルブ事業部長 平成25年8月 当社取締役事業統括本部副本部長 (バルブ事業担当) (現任)	10,800株
5	みや がわ かず まさ 宮 川 多 正 (昭和34年6月8日生)	昭和58年4月 当社入社 平成18年4月 当社営業管理部長 平成21年4月 当社管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長 平成22年6月 当社執行役員管理本部総務・人事部長 兼業務管理部長 平成25年8月 当社取締役経営管理本部 総務・人事部長兼業務管理部長 兼安全管理室担当 平成26年4月 当社取締役経営管理本部人事部長 兼業務管理部長 兼総務部、安全管理室担当 平成27年1月 当社取締役事業統括本部 埼玉製造所長 平成27年4月 当社取締役事業統括本部 埼玉製造所長兼業務部長 (現任)	7,600株

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
6	しが たか ゆき 志賀 孝之 (昭和35年 8月19日生)	昭和58年 4月 当社入社 平成14年 4月 当社東部支社東京支店 北関東営業所長 平成16年 3月 当社北関東支店長 平成19年 4月 当社名古屋支店長 平成22年 6月 当社執行役員名古屋支店長 平成25年 4月 当社執行役員東京支店長 平成25年 8月 当社取締役東京支店長 兼営業店営業強化担当 (現任)	7,500株
7 (*)	きぬ がさ あつし 絹 笠 淳 (昭和34年10月10日生)	昭和57年 4月 当社入社 平成20年 4月 当社環境事業本部環境システム 事業部環境プラント営業部長 平成21年 4月 当社環境事業本部 環境ソリューション事業部長 平成23年 6月 当社執行役員環境事業本部 環境ソリューション事業部長 平成25年 8月 当社執行役員事業統括本部 環境ソリューション事業部長 (現任)	969株
8 (*)	みな かた まもる 皆 方 護 (昭和31年10月 3日生)	昭和54年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社民需事業本部産業環境事業部 産業施設技術部長 平成21年 4月 当社環境事業本部環境ソリューシ ョン事業部副事業部長 平成24年 6月 当社執行役員環境事業本部 環境ソリューション事業部 副事業部長 平成25年 4月 当社執行役員環境事業本部 環境ソリューション事業部 副事業部長兼事業開発推進室長 平成26年 4月 当社執行役員事業統括本部 環境ソリューション事業部 副事業部長兼事業開発推進室長 兼環境 R & D 推進室長 平成27年 4月 当社執行役員事業統括本部 環境ソリューション事業部 副事業部長 (民需担当) 兼事業開発推進室長 兼環境 R & D 推進室長 (現任)	2,747株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
9	こむら たけし 小村 武 (昭和14年9月2日生)	昭和38年4月 大蔵省入省 平成5年6月 大蔵省大臣官房長 平成7年5月 大蔵省主計局長 平成9年7月 大蔵事務次官 平成13年1月 日本政策投資銀行総裁 平成20年4月 公益財団法人ソルト・サイエンス 研究財団理事長 平成20年6月 株式会社商船三井社外取締役 (現任) 平成24年8月 当社取締役 (現任) 平成26年1月 公益財団法人資本市場振興財団 理事長 (現任)	2,800株
10 (*)	あべ ひろみ 安部 公己 (昭和37年2月15日生)	平成4年4月 弁護士登録 平成7年7月 安部公己法律事務所所長 (現任) 平成18年8月 当社監査役 (現任)	14,100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. (*) 印は新任候補者であります。
3. 小村 武、安部公己の両氏は、社外取締役候補者であります。
4. 候補者小村 武氏は、わが国の経済運営や金融に携わった長年の経験と企業経営に関する豊富な知見を有しており、経営的な見地から社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
候補者安部公己氏は、弁護士としての長年の経験と豊富な知見を有しており、社外取締役の職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 候補者小村 武氏および候補者安部公己氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に該当すると判断しております。
6. 候補者小村 武氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、再任が承認された場合、当該契約を継続いたします。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。候補者安部公己氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。
7. 候補者小村 武氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって3年であります。候補者安部公己氏の社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって9年であります。
8. 候補者小村 武氏が株式会社商船三井の社外取締役として在任中の平成26年3月18日に、公正取引委員会が特定自動車運送業務に関して複数の事業会社に下した排除措置命令および課徴金納付命令において、株式会社商船三井は独占禁止法に違反する行為があったと認定されました。同氏は、本件事実が発覚するまでその事実を認識しておりませんが、日頃から取締役会等において法令遵守を徹底するよう適宜発言しておりました。本件事実の認識後、同氏は違反行為の排除および内部統制システムの整備に関して適時適切に助言、指示し、再発防止を実施しております。
9. 候補者網笠 淳氏および候補者皆方 護氏の上記所有株式数には、前澤工業従業員持株会名義の持分株数が含まれております。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役4名のうち、軽部 茂、田村紀彦の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となり、また安部公己氏が辞任されますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職状況	所有する 当社株式の数
1	かるべ しげる 軽部 茂 (昭和28年4月18日生)	昭和51年4月 当社入社 平成17年4月 当社バルブ事業本部バルブ事業部 営業技術部長 平成18年9月 当社営業統括本部バルブ事業部 C I S事業推進部長 平成19年9月 当社営業統括本部バルブ事業部 バルブ営業部長 平成20年4月 当社バルブ事業本部バルブ事業部 バルブ営業部長 平成21年4月 当社バルブ事業本部埼玉製造所 生産推進部長 平成23年4月 当社バルブ事業本部バルブ事業部 副事業部長 平成23年8月 当社常勤監査役(現任)	23,100株
2 (*)	かさまつ しげやす 笠松重保 (昭和27年4月10日生)	昭和51年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社 三菱東京UFJ銀行)入社 平成22年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券 株式会社専務取締役 平成24年6月 株式会社パスコ社外監査役(現任)	—
3 (*)	せきぐち ひろし 関口 博 (昭和30年11月21日生)	平成2年4月 弁護士登録 平成7年4月 関口博法律事務所所長(現任) 平成23年6月 株式会社モール・オブ・ティーヴィー 社外監査役(現任) 平成26年6月 株式会社ジェイ・エスコムホールディングス 社外取締役(現任)	—

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. (*)印は新任候補者であります。

3. 笠松重保、関口 博の両氏は、社外監査役候補者であります。

4. 候補者笠松重保氏は、金融に携わった長年の経験と豊富な知見を有しており、社外監査役の職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
候補者関口 博氏は、弁護士としての長年の経験と豊富な知見を有しており、社外監査役の職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

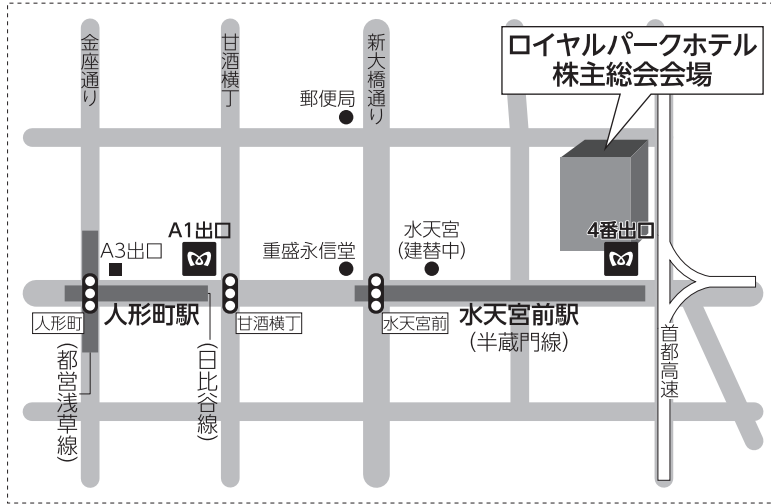
5. 候補者笠松重保氏および候補者関口 博氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に該当すると判断しております。

6. 候補者軽部 茂氏と当社とは、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を選任後締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。
7. 候補者笠松重保氏および候補者関口 博氏と当社とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を選任後締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定している最低責任限度額としております。

以 上

A series of 18 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

株主総会会場ご案内図



ロイヤルパークホテル 3階「ロイヤルホール」

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

電話 (03) 3667-1111

<交通のご案内>

- 東京メトロ・半蔵門線……………水天宮前駅に直結 (4番出口)
- 東京メトロ・日比谷線……………人形町駅下車徒歩 約5分 (A1出口)
- 都営浅草線……………人形町駅下車徒歩 約5分 (A3出口)



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

